

属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書（以下この条及び第二百七十三条の二第四号において「事業報告書等」という。）を添え、監事及び次条第二項の規定により選任された会計監査人の意見を付けて、決算完結後二月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。（各事業年度に係る業績評価）

第七条の三十 厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならぬ。

計監査人の意見を付けて、決算完結後二月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。財務諸表及び事業報告書等には、支部ごとの財務諸表及び事業報告書等には、支部ごとの財務及び事業の状況を示すために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを記載しなければならない。

4 協会は、第二項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び事業報告書等並びに同項の監査及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第七条の二十九 協会は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けるなければならない。

3 2 会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）第十六条の二第五項に規定する外國公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

4 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

5 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての厚生労働大臣の前条第二項の承認の時までとする。

6 厚生労働大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（各事業年度に係る業績評価）

第七条の三十 厚生労働大臣は、協会の事業年度

2 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

（借入金）

第七条の三十一 協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができない。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第七条の三十二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、その業務の円滑な運営に必要があると認めるときは、前条の規定による協会の短期借入金に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

第七条の三十三 協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

（重要な財産の処分）

第七条の三十四 協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

（役員の報酬等）

第七条の三十五 協会の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。

2 協会は、その役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（職員の給与等）

第七条の三十六 協会の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならぬ。

い。 第七条の三十六 協会の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならぬ。

2 協会は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（秘密保持義務）

第七条の三十七 協会の役員若しくは職員又は委員であった者について準用する。

2 前項の規定は、協会の運営委員会の委員又は職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第七条の三十八 厚生労働大臣は、協会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして協会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によって質問又は検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（監督）

第七条の三十九 厚生労働大臣は、協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の处分に違反していると認めると認められたものと解釈してはならない。

（監督）

第七条の四十 厚生労働大臣は、協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の处分に違反していると認めると認められたものと解釈してはならない。

（重要な財産の処分）

第七条の四十一 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、協会の財務及び会計その他の協会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（厚生労働省令への委任）

第七条の四十二 厚生労働大臣は、次の場合にあっては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

1 第七条の二十七、第七条の三十一第一項若しくは第二項ただし書又は第七条の三十四条の規定による認可をしようとするとき。

2 前項の規定により厚生労働省令を定めようとするとき。

（組織）

第九条 健康保険組合は、法人とする。

2 健康保険組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第十条 健康保険組合は、その名称中に健康保険組合という文字を用いなければならない。

2 健康保険組合でない者は、健康保険組合といふ名稱を用いてはならない。

（設立）

第十二条 一又は二以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主は、当該一又は二以上の適用事業所について、健康保険組合を設立することができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時政令で定める以上でなければならない。

第十三条 第三十一条第一項の規定による認可の申請と同時に健康保険組合の設立の認可の申請は、各適用事業所について得なければならない。

を行う場合にあつては、前二条中「適用事業所」とあるのは、「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

第十四条 厚生労働大臣は、一又は二以上の適用事業所（第三十一条第一項の規定によるものを除く。）について、常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主に対し、健康保険組合の設立を命ぜることができる。

2 前項の規定により健康保険組合の設立を命ぜられた事業主は、規約を作り、その設立について厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

（成立の時期）
第十五条 健康保険組合は、設立の認可を受けた時に成立する。

第十六条 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一、名称
二、事務所の所在地
三、健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
四、組合会に関する事項
五、役員に関する事項
六、組合員に関する事項
七、保険料に関する事項
八、準備金その他の財産の管理に関する事項
九、公告に関する事項
十、前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項の規約の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3 健康保険組合は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

（組合員）
第十七条 健康保険組合が設立された適用事業所（以下「設立事業所」という。）の事業主及びその設立事業所に使用される被保険者は、当該健康保険組合の組合員とする。
2 前項の被保険者は、当該設立事業所に使用されなくなつたときであつても、任意継続被保険者であるときは、なお当該健康保険組合の組合員とする。

（組合会）

第十八条 健康保険組合に、組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもつて組織する。

3 組合会議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において設立事業所の事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、被保険者である組合員において互選する。

（組合会の議決事項）
第十九条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一、規約の変更
二、収入支出の予算
三、事業報告及び決算
四、その他規約で定める事項

（組合会の権限）
第二十条 組合会は、健康保険組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。

2 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができることとする。

（役員）
第二十一条 健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事を選舉する。

4 監事は、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ一人を選舉する。

5 監事は、理事事又は健康保険組合の職員と兼ねることができない。

（役員の職務）
第二十二条 理事長は、健康保険組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるときは、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行ふ。

2 健康保険組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決

し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、健康保険組合の業務を執行することができる。

4 監事は、健康保険組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

（協会の役員及び職員の秘密保持義務に関する規定の準用）
第二十二条の二 第七条の三十七第一項の規定は、健康保険組合の役員及び職員について準用する。

（合併）
第二十三条 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によって健康保険組合を設立するには、各健康保険組合がそれぞれ組合会において役員又は組合会議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

3 合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

（分割）
第二十四条 健康保険組合は、分割しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 健康保険組合の分割は、設立事業所の一部について行うことはできない。

3 分割を行う場合においては、分割により設立された健康保険組合の組合員となるべき被保険者又は分割後存続する健康保険組合の組合員である被保険者の数が、第十一条第一項（健康保険組合を共同して設立している場合にあっては、同条第二項）の政令で定める数以上でなければならない。

4 第十二条第二項の規定は、第一項の被保険者の同意を得る場合について準用する。

（解散）
第二十五条 健康保険組合が、次に掲げる理由により解散する。

1 組合会議員の定数の四分の三以上の多数によると組合会の議決

2 健康保険組合の事業の継続の不能による理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

4 協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

（指定健康保険事業による健全化計画の作成）
第二十六条 健康保険組合による健全化計画の作成

2 健康保険組合が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

3 分割により設立された健康保険組合は、分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

4 分割により設立された健康保険組合の設立事業所となるべき適用事業所の事業主が規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

5 分割により設立された健康保険組合は、分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

7 第三十一条第一項の規定による認可の申請が増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に係る設立事業所の増加に關する規約の変更の認可の申請を行ふ場合にあっては、前項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

8 第三十一条第一項の規定が設立事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、その申請があつた事業所に係る設立事業所の増加に關する規約の変更の認可の申請を行ふ場合にあっては、前項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

9 第三十一条第一項の規定により健康保険組合が設立事業所の事業主の数が、設立事業所を減少させた後においても、第十一条第一項（健康保険組合を共同して設立している場合にあっては、同条第二項）の政令で定める数以上でなければならない。

10 第十二条第二項の規定は、第一項の被保険者の同意を得る場合について準用する。

11 第十二条第二項の規定は、第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

12 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

13 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

14 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

15 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

16 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

17 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

18 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

19 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

20 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

21 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

22 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

23 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

24 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

25 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

26 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

27 第二十九条第二項の規定による解散の命令が下された場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

「**険組合**」という。)は、政令で定めるところにより、その財政の健全化に関する計画(以下この条において「健全化計画」という。)を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた指定健康保険組合は、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならぬ。

3 厚生労働大臣は、第一項の承認を受けた指定健康保険組合の事業及び財産の状況により、その健全化計画を変更する必要があると認めるときは、当該指定健康保険組合に対し、期限を定めて、当該健全化計画の変更を求めることができる。(報告の徴収等)

第二十九条 第七条の三十八及び第七条の三十九の規定は、健康保険組合について準用する。こ

の場合において、同条第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、第二十九条

第一項において準用する前条の規定により報告

を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合に

おいて」と、「定款」とあるのは「規約」と読

み替えるものとする。

2 健康保険組合が前項において準用する第七条

の三十九第一項の規定による命令に違反したと

き、又は前条第二項の規定に違反した指定健

保険組合 同条第三項の求めに応じない指定健

康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の

継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該健康保険組合の解散を命ずることができる。

(政令への委任)

第三十条 この節に規定するもののほか、健康保険組合の管理、財産の保管その他健康保険組合に関して必要な事項は、政令で定める。

第三章 被保険者

(適用事業所)

第三十一条 適用事業所以外の事業所の事業主

は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所

を適用事業所とすることができます。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事

業所の事業主は、当該事業所に使用される者

(被保険者となるべき者に限る。)の二分の一以

上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなけれ

ばならない。

第一節 資格

(適用事業所)

第三十二条 適用事業所が、第三条第三項各号に

該当しなくなったときは、その事業所について

前条第一項の認可があつたものとみなす。

第三十三条 第三条第一項の事業所の事業主

は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所

を適用事業所でなくすることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事

業所の事業主は、当該事業所に使用される者

(被保険者である者に限る。)の四分の三以上の

同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければな

らない。

第三十四条 二以上の適用事業所の事業主が同一

である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣

の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適

用事業所とすることができる。

2 前項の認可があつたときは、当該二以上の適

用事業所は、適用事業所でなくなつたものとみ

なす。

第三十五条 (資格取得の時期)

第三十六条 被保険者(任意継続被保険者を除く。)は、適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は第三条第一項ただし書の規定に該

当しなくなつた日から、被保険者の資格を取得

する。

第三十七条 (資格喪失の時期)

該当するに至つた日の翌日(その事実があつた

日に更に前条に該当するに至つたときは、その

日)から、被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 その事業所に使用されなくなつたとき。

三 第三条第一項ただし書の規定に該当するに

至つたとき。

第三十八条 (任意継続被保険者)

第三条第四項の認可があつたとき。

第三十九条 (資格の得喪の確認)

被保険者の資格の取得及び喪失は、

保険者等(被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては厚生労働大臣、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては当該健康保険組合をいう。百第六十四條第二項及び第三項、第一百八十一条第一項、第二項及び第四項並びに第一百八十一條第一項を除き、以下同じ。)の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第四十八条の規定による請求に

若しくは第五十一条第一項の規定による届出

より、又は職権で行うものとする。

3 第一条の確認については、行政手続法(平成十五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

(標準報酬月額)

標準報酬月額

に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によつて定める。

○級 第二

九級 第一

八級 第一

七級 第一

六級 第一

五級 第一

四級 第一

第四十

四十一條 保険者等は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間

3 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとする。
(定期決定)

級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が百分の〇・五を下回つてはならない。

2 每年三月三十一日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保險者数の被保險者総数に占める割合が百分の一・五を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等

○級	第五	九級
○円	一、三九	○円、○○○
○円	以上	以上一、三五五、○○○円
○円未滿	一、三五五、○○○	○○○

第四	八級	第四	一、二九五、○○○円
一、三三	○○円 ○○七	一、二九五、○○○円	○○円未滿
一、二九五、○○○円	○○円未滿	一、二三五、○○○円	○○円未滿

七 級	第 四	六 級	第 四
○一、	○一、 円	○一、	○円
○二		○一	
○一		○五	
以上一、二三五、○○○○円	○円未滿	一、一五、○○○○円	○円未滿

五 級 四	四 級 四
○一、 円	○一、 円
○○	○○
○九	○三
以上一、 円未滿	一、○五、 ○○○
一五、 ○○	五五、 ○○
一五、 ○○	一五、 ○○

三級	第四
○○円	九八〇、〇
未滿	九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円

第四十三条

保険者等は、被保険者が現に使用さ

は、被保険者の資格を取得した月からその年の八月（六月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

四 受けた報酬の額
前三号のうち二以上に該当する報酬を受け
る場合には、それぞれについて、前三号の規
定によつて算定した額の合算額
前項の規定によつて決定された標準報酬月額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に從事し、かつ、同業の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

(被保険者の資格を取得した際の決定)
第四十二条 保険者等は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次に掲げる額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

い。被保険者については、その年に限り適用しな
三条、第四十三条の二又は第四十三条の三の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき

2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

じ。) 未満である月があるときは、その月を除く。) に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額

標準報酬月額とする。

での各月の

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれか

の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

四十一條の規定にかかるわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬

（育児休業等終了日）の条において「育児休業等終了日」という。において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第

は同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下こ

第四十三条の二 保険者等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条规定項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しく

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいづれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。
（育児木柵等を終了した際の改定）

を生じた場合において、必要があると認めると
きは、その額を報酬月額として、その著しく高
低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定

十六日までの間において労務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第41条の規定にかかるらず、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

（報酬月額の算定の特例）

第四十四条 保険者等は、被保険者の報酬月額

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額

は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二

月を経過した日の属する月の翌月からその年の

八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月

の標準報酬月額とする。

（標準報酬月額の算定の特例）

第四十五条 保険者等は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与に基づき、これに千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における賞与額を決定する。ただし、その月に当該月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が五百七十三万円（第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百七十三万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受けた賞与の標準賞与額は零とする。標準報酬月額の改定について、前条の規定は標準賞与額の算定について準用する。

（標準賞与額の決定）

2 第四十五条 保険者等は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与に基づき、これに千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における賞与額を決定する。ただし、その月に当該月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が五百七十三万円（第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百七十三万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受けた賞与の標準賞与額は零とする。標準報酬月額の改定について、前条の規定は標準賞与額の算定について準用する。

（届出）

第四十六条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取扱い及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

（通知）

第四十七条 厚生労働大臣は、第三十三条第一項

の規定による認可を行つたときは、その旨を当該事業主に通知するものとし、保険者等は、第

三十九条第一項の規定による確認又は標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同

じ。）の決定若しくは改定を行つたときは、そ

の旨を当該事業主に通知しなければならない。

（任意継続被保険者の標準報酬月額）

2 健康保険組合は、前項の規定にかかるらず、規約で別段の定めをすることができる。

（任意継続被保険者の標準報酬月額）

2 第四十六条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通

貨以外のもので支払われる場合においては、そ

の価額は、その地方の時価によつて、厚生労働

大臣が定める。

（現物給与の価額）

2 第四十七条 任意継続被保険者の標準報酬月額に

規定で別段の定めをすることができる。

（任意継続被保険者の標準報酬月額）

2 第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者

の資格に関する事項、標準報酬に関する事項そ

の他協会の業務の実施に関する必要な情報の提

供を行うものとする。

（被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等）

2 保険者等は、前項の規定による請求があつた

場合において、その請求に係る事実がないと認

めるとときは、その請求を却下しなければならぬ。

（届出）

第四十九条 厚生労働大臣は、第三十三条第一項

の規定による認可を行つたときは、その旨を当

該事業主に通知するものとし、保険者等は、第

三十九条第一項の規定による確認又は標準報酬

月額及び標準賞与額をいう。以下同

じ。）の決定若しくは改定を行つたときは、そ

の旨を当該事業主に通知しなければならない。

（通知）

2 第五十一条の二 厚生労働大臣は、協会に対し、

厚生労働省令で定めるところにより、被保険者

の資格に関する事項、標準報酬に関する事項そ

の他協会の業務の実施に関する必要な情報の提

供を行うものとする。

（被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等）

2 保険者等は、前項の規定による請求があつた

場合において、その請求に係る事実がないと認

めるとときは、その請求を却下しなければならぬ。

（情報の提供等）

第五十一条の二 厚生労働大臣は、協会に対し、

厚生労働省令で定めるところにより、被保険者

の資格に関する事項、標準報酬に関する事項そ

の他協会の業務の実施に関する必要な情報の提

供を行うものとする。

（被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等）

2 保険者等は、前項の規定による請求があつた

場合において、その請求に係る事実がないと認

めるとときは、その請求を却下しなければならぬ。

（届出）

第五十二条 厚生労働大臣は、事業所が廃止された場合そ

の他やむを得ない事情のため第一項の通知をす

ることができる場合においては、同項の通知

に代えて、その通知すべき事項を公告するもの

とし、保険者等は、事業所が廃止された場合そ

の他やむを得ない事情のため同項の通知をする

ことができない場合には、同項の通知においては

代えて、その通知すべき事項を公告しなければ

ならない。

（届出）

第五十三条 保険者等は、第四十八条の規定による

届出があった場合において、その届出に係る事

件がないと認めるときは、その旨をその届出を

した事業主に通知しなければならない。

（確認の請求）

2 前項第二項から第五項までの規定は、前項の

確認について準用する。

（確認の請求）

2 保険者等は、前項の規定による請求があつた

場合において、その請求に係る事実がないと認

めるとときは、その請求を却下しなければならぬ。

（確認の請求）

2 保険者等は、前項の規定による請求があつた

場合において

第四章 保険給付

第一節 通則

(保険給付の種類)

第五十二条 被保険者に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、入院時生活療養費及び移送費の支給

二 傷病手当金の支給

三 埋葬料の支給

四 出産育児一時金の支給

五 出産手当金の支給

六 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給

七 家族埋葬料の支給

八 家族出産育児一時金の支給

九 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
(健康保険組合の付加給付)

第五十三条 保険者が健康保険組合である場合においては、前条各号に掲げる給付に併せて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他給付を行うことができる。

(法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例)

第五十三条の二 被保険者又はその被扶養者が法

人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わ

ず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ)であるときは、当該被保

険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務(被保険者の数が五人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であつて厚生労働省令で定めるものを除く)に対する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。
(日雇特別被保険者に係る保険給付との調整)

第五十四条 被保険者に係る家族療養費(第百十条第七項において準用する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む)、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家庭出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家庭出産育児一時金の支給は、その都度、行わなければならぬ。第一百条第二項(第百五条第二項にお

療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。
(他の法令による保険給付との調整)

第五十五条 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、

訪問看護療養費若しくは家族移送費若しくは家族

出産手当金の支給

第五十六条 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家庭出産育児一時金の支給は、その都度、行わなければならぬ。第一百条第二項(第百五条第二項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による埋葬費用に相当する金額の支給についても、同様とする。

第五十七条 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ)の限度において、保険給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第五十八条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

第五十九条 保険者は、保険給付に関するとき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第六十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該保険給付に係る診療、調剤又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第六十一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(文書の提出等)

第六十二条 租税その他の公課は、保険給付に係る医療機関若しくは保険薬局又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

(租税その他の公課の禁止)

第六十三条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

しくは第一百十条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還せざるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができること。

規定にかかわらず、毎月一定の期日に行うこと

ができる。

（診療録の提示等）

第六十四条 第六十三条第三項第一号に規定する保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

(受給権の保護)

第六十五条 第七条の三十八第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

第六十六条 第七条の三十八第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

第六十七条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第六十八条 第八十五条第五項(第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む)、第八十八条第六項(第一百三十条第三項において準用する場合を含む)、

請に係る指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める将来の病床数の必要量を勘案して厚生労働大臣が定めることにより算定した数を超えることになると認める場合(その数を既に超えている場合を含む)であつて、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。

四 その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から、当該病院又は診療所の病床の利用に關し、保険医療機関として著しく不適当なところがあると認められるとき。

(保険医療機関の指定の変更)

第六十六条 前条第二項の病院又は診療所の開設者は、第六十三条第三項第一号の指定に係る病床数の増加又は病床の種別の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所に係る同号の指定の変更を申請しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の指定の変更の申請について準用する。

(地方社会保険医療協議会への諮問)

第六十七条 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三条第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定(指定の変更を含む)を行おうとするとき、又は保険薬局に係る同号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

(保険医療機関又は保険薬局の指定の更新)

第六十八条 第六十三条第三項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

2 保険医療機関(第六十五条第二項の病院及び診療所を除く)又は保険薬局であつて厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、同条第一項の申請があつたものとみなす。

(保険医療機関又は保険薬局のみなし指定)
第六十九条 診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の開設したものであり、かつ、当該開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に從事している場合において、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師

について第六十四条の登録があつたときは、当該診療所又は薬局について、第六十三条第三項第一号の指定があつたものとみなす。ただし、第六十四条の登録をしないことができる。

一 申請者が、この法律の規定により保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 前号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不適当と認められる者であるとき。

五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

より指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わぬ場合は、この限りでない。

(一部負担金)

第七十四条 第六十三条第三項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十六条支払わなければならない。

第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に

支払わなければならない。

第二項に於ける場合(次号に掲げる場合を除く)百分の二十

三 七十歳に達する日の属する月以前である場合百分の三十

四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

五 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

六 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

七 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

八 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

九 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

十 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

十一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

十二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

十三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

十四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

十五 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

十六 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

十七 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

十八 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

十九 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

二十 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

二十一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

二十二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

二十三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

二十四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

二十五 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

二十六 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

二十七 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

二十八 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

二十九 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

三十 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

三十一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

三十二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

三十三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

三十四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

三十五 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

三十六 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

三十七 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

三十八 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

三十九 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

四十 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

四十一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

四十二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合百分の三十

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十四条の登録をしないことができる。

一 申請者が、この法律の規定により保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、この法律その他の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 前号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不適当と認められる者であるとき。

五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二 厚生労働大臣は、前項の指導があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十四条の登録をしないことができる。

一 申請者が、この法律の規定により保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、この法律その他の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 前号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不適当と認められる者であるとき。

五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

前項の措置を受けた被保険者は、第七十四条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあってはその減額された二

一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことをもって足り、同項第一号又は第三号の措置を受けた被保険者にあっては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。前条の規定は、前項の場合における一部負担

金の支払について準用する。
(療養の給付に関する費用)

2 定めを適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であつて厚生労働省令で定めるものに關する前項第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

3 前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報（三百五十条の二第一項及び第五百五十条の三において「診療等関連情報」という。）を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（保険医療機関又は保険薬局の報告等）

第七十八条 厚生労働大臣は、療養の給付に關する

八 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの間に該当するに至ったとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれ

し、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関する費用の額から、該療養の給付に要する費用の額を控除した額とする。
前項の療養の給付に要する費用の額とは、厚生労働省の定めるところにより、算定する。

労働大臣が定めるところにより算定するものとする。

保険医療機関又は保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険薬局において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する

費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることが

保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、
てきる

第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令並びに前二項の定めに照らして審査の上、支払うものとする。

保険者は、前項の規定による審査及び支払に
関する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭

和二十三年法律第二百二十九号による社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する

国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」）に委託することができる。
前各項に定める限りのまい、呆食医療幾周又

前各項に定めるものは、保険医療機関又は保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(療養の給付に要する費用の額の定めに関する
厚生労働大臣の調査)

定めを適正なものとするため、必要な調査を行ふことができる。

厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であつて厚生労働省令で定めるものに関する前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報(第二百五十条の二第一項及び第二百五十条の三において「診療等関連情報」という。)を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(保険医療機関又は保険薬局の報告等)

第七十八条 厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に對して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができることとする。

第七十九条 第七条の三十八第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(保険医療機関等の指定の辞退又は保険医等の登録の抹消)

保険医又は保険薬剤師は、一月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。

保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

二 前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第八十五条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

三 療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第一百十条第四項（これらの規定を第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。

四 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は從業者が、第七十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せらず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該保険医療機関又は保険薬局の從業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 この法律以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に關し、前各号のいずれかに相當する事由があつたとき。

七 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰

八 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律による罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなるまでの者に該当するに至ったとき。

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条规定第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第一項の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に関する規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

五 保険医又は保険薬剤師が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療

に關する法律で政令で定めるもの又はこれら
の法律に基づく命令若しくは処分に違反した
とき。

(社会保険医療協議会への諮問)
第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項

(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、
第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四
十九条において準用する場合を含む)。若しく
は第三項若しくは第七十二条第一項(第八十五
条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六
条第四項、第一百十条第七項及び第一百四
十九条において準用する場合を含む)。

第九項、第八十五条の二第五項、第八十六
条第四項、第一百十条第七項及び第一百四
十九条において準用する場合を含む)。

三号若しくは第五号若しくは第七十六条第二項
(これらの規定を第一百四十九条において準用す
る場合を含む)の定めをしようとするときは、
中央社会保険医療協議会に諮問するものとす
る。ただし、第六十三条第二項第三号の定めの
うち高度の医療技術に係るものについては、こ
の限りでない。

厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険
薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を行
おうとするとき、若しくはその指定を取り消そ
うとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師
に係る第六十四条の登録を取り消そうとする
ときは、政令で定めるところにより、地方社会保
険医療協議会に諮問するものとする。

(处分に対する弁明の機会の付与)
第八十三条 厚生労働大臣は、保険医療機関に係
る第六十三条第三項第一号の指定をしないこと
とするとき、若しくはその申請に係る病床の全
部若しくは一部を除いて指定(指定の変更を含
む)を行おうとするとき、若しくは保険薬局
に係る同号の指定をしないこととするとき、又
は保険医若しくは保険薬剤師に係る第六十四条
の登録をしないこととするときは、当該医療機
関若しくは薬局の開設者又は当該保険医若しく
は保険薬剤師に対し、弁明の機会を与えないけれ
ばならない。この場合においては、あらかじ
め、書面で、弁明をすべき日時、場所及びその
事由を通知しなければならない。

(保険者が指定する病院等における療養の給付)
第八十四条 第六十三条第三項第二号及び第三号
に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において
行われる療養の給付及び健康保険の診療又は調
剤に関する準則については、第七十条第一項及
び第七十二条第一項の厚生労働省令の例によ
る。

2 第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しく
は診療所又は薬局から療養の給付を受ける者
は、その給付を受ける際、第七十四条の規定の
例により算定した額を、一部負担金として当該
病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければ
ならない。ただし、保険者が健康保険組合であ
る場合においては、規約で定めるところによ
り、当該一部負担金を減額し、又はその支払を
要しないものとすることができる。

3 健康保険組合は、規約で定めるところによ
り、第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しく
は診療所又は薬局から療養の給付を受ける者
に、第七十四条の規定の例により算定した額の
範囲内において一部負担金を支払わせることができ
る。

(入院時食事療養費)
第八十五条 被保険者(特定長期入院被保険者を
除く)が、厚生労働省令で定めるところによ
り、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診
療所のうち自己の選定するものから、電子資格
確認等により、被保険者であることの確認を受
け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併
せて受けた食事療養に要した費用について、入
院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につ
き食事療養に要する平均的な費用の額を勘案し
て厚生労働大臣が定める基準により算定した費
用の額(その額が現に当該食事療養に要した費
用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要
した費用の額)から、平均的な家計における食
事療養に要する費用の額を勘案して厚生労働
省令で定めるところにより算定した費用の額
(以下「食事療養標準負担額」という。)

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

4 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定め
た後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が
著しく変動したときは、速やかにその額を改定
しなければならない。

5 第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第
一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六
項まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条第一項及び前
条第五項から第八項までの規定は、第六十三条
第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた
病院又は診療所から食事療養を受けた場合にお
いて、保険者がその被保険者の支払うべき食事
療養に要した費用のうち入院時食事療養費とし
て被保険者に支給すべき額に相当する額の支払
を免除したときは、入院時食事療養費の支給が
あつたものとみなす。

6 前項の規定による支払があつたときは、被保
険者に対し入院時食事療養費の支給があつたも
のとみなす。

7 被保険者が第六十三条第三項第三号に掲げる
病院又は診療所から食事療養を受けた場合にお
いて、保険者がその被保険者の支払うべき食事
療養に要した費用のうち入院時食事療養費とし
て被保険者に支給すべき額に相当する額の支払
を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、
厚生労働省令で定めるところにより、領収証を
交付しなければならない。

8 第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療
所は、食事療養に要した費用につき、その支払
を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、
厚生労働省令で定めるところにより、領収証を
交付しなければならない。

9 第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第
一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六
項まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条第一項及び前
条第五項から第八項までの規定は、第六十三条
第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた
病院又は診療所から食事療養を受けた場合にお
いて、保険者がその被保険者の支払うべき食事
療養に要した費用のうち入院時食事療養費とし
て被保険者に支給すべき額に相当する額の支払
を免除したときは、入院時食事療養費の支給が
あつたものとみなす。

(入院時生活療養費)
第八十五条の二 特定長期入院被保険者が、厚生
労働省令で定めるところにより、第六十三条第
三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の
選定するものから、電子資格確認等により、被保
険者であることの確認を受け、評価療養、患者
申出療養又は選定期間を受けていたときは、その療
養に要した費用について、保険外併用療養費を
支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額
(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額
と/or)により、保険医療機関等のうち自己の選
定するものから、電子資格確認等により、被保
険者であることの確認を受け、評価療養、患者
申出療養又は選定期間を受けていたときは、その療
養に要した費用について、保険外併用療養費を
支給する。

3 厚生労働省令で定める者については、別に定め
る額(以下「生活療養標準負担額」という。)

4 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

5 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定め
た後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が
著しく変動したときは、速やかにその額を改定
しなければならない。

6 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

7 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

8 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

9 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所から
食事療養を受けたときは、保険者は、その被保
険者が当該病院又は診療所に支払うべき食事療
養に要した費用について、入院時食事療養費と
して被保険者に対し支給すべき額の限度において
支払うことができる。

10 前項の規定による支払があつたときは、被保
険者に代わり、当該病院又は診療所に
支払うことができる。

11 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

12 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

13 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

14 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

15 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

16 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

17 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

18 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

19 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

20 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

21 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

22 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

23 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

24 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

25 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

26 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

27 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

28 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

29 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

30 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

31 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

32 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

33 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

34 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとな
るときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚
生労働大臣が定める額(所得の状況、病状の程
度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生
労働省令で定める者については、別に定める
額。以下「生活療養標準負担額」という。)を
控除した額とする。

35 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

36 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

37 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

38 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

39 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

40 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

41 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

42 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

43 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

44 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

45 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

46 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

47 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

48 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

49 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

50 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

51 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

52 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

53 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

54 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

55 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

56 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

57 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

58 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

59 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとす
るとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する
ものとする。

した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

厚生労働大臣は、前項第一号の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

4 第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六项まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条第一項及び第八十五条第五項から第八十九項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。

5 第七十五条の規定は、前項の規定により準用する第八十五条第五項の場合において第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（療養費）

第六十七条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

7 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。

8 第六十五条の規定は、第六項の場合において訪問看護事業者による者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要な程度について厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十一条に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

9 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めた額の支払について準用する。

10 保険者は、指定訪問看護事業者から訪問看護事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上支払うものとする。

11 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金又は国保連合会に委託することができる。

12 指定訪問看護は、第六十三条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

13 前項に定めるもののほか、指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定訪問看護事業者の指定）

第十八条 前条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行ふ者が、訪問看護療養費の額から、当該指定訪問看護に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る

同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

3 第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要な程度について厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十一条に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給するものとする。

4 第八十九条 指定訪問看護の額は、当該指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘定して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る

同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

5 厚生労働大臣は、前項の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

6 被保険者が指定訪問看護事業者から指定訪問の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条の二第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条の二第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

7 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に支払うことができる。前項の規定による支払があつたものが、現に療養に要した費用の額を超えることができない場合は、被保険者に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

8 第七十五条の規定は、第六項の場合において訪問看護事業者による者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要な程度について厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十一条に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給するものとする。

9 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定める基準に該当するものとみなす。ただし、当該訪問看護事業を行ふ者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

10 保険者は、指定訪問看護事業者から訪問看護事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上支払うものとする。

11 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金又は国保連合会に委託することができる。

12 指定訪問看護は、第六十三条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

13 前項に定めるもののほか、指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定訪問看護事業者の指定）

第十九条 前条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行ふ者が、訪問看護療養費の額から、当該指定訪問看護に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る

同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

14 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の指定をしてはならない。

15 申請者が地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。

16 当該申請に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、第九十二条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

4
けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額（以下この項において「障害年金の額」という。）が、第九十九条第二項の規定により算定される額よりも少ないとときは、当該額と次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額との差額を支給する。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 障害年金の額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 障害年金の額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の額（当該額が第十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

五 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 当該受けれることができる報酬の全部又は一部の額及び前項ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けられることがあるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなるた日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の第十九十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至

つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超える場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額と当該障害手当金の額との差額その他の政令で定める差額については、この限りでない。

5 傷病手当金の支給を受けるべき者（第二百四条の規定により受けるべき者であつて、政令で定める要件に該当するものに限る。）が、国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。

ただし、その受け取ることができる老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

6 保険者は、前三項の規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者（次項において「年金保険者」という。）に対し、第二項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第三項の障害手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

7 年金保険者（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託して行わせることができる。

第一百九条 前条第一項から第四項までに規定する者が、疾病にかかり、負傷し、又は出産した場合において、その受け取ることができるのは、あつた報酬の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金又は出産手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合は傷病手当金又は出産手当金の額より少ないとときは傷病手当金又は出産手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により保険者が支給した金額は、事業主から徴収する。

（家族療養費）

費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給

三百四十九条　被保険者の被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

二　家族療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイから三号までに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ　被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合　百分の七十

ロ　被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合　百分の八十八

ハ　被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合　百分の八十

二　第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合　百分の七十八

一　当該食事療養につき算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額を超過するときの額）から食事療養標準負担額を控除した額

三　当該生活療養につき算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

前項第一号の療養についての費用の額の算定に関するときは、保険医療機関等から療養（評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあっては第七十六条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者

特別療養費受給票は、第一項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月を経過していないものの申請により、保険者が交付する。

第三百三十二条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「第二百一十九条第三項に規定する確認」及び「その確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

百四十六条 特別療養費の支給は、日雇特例被保険者が第三条第二項に定めた書の承認を受けたときは、その承認により日雇特例被保険者となることとならないこととなつた日以後、日雇特例被保険者が第百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行つまい。

百四十七条 日雇特例被保険者に係る療養の給付について支払われた一部負担金の額又は日雇特例被保険者若しくはその被扶養者の療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費とときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費を支給する。

百四十七条の二 日雇特例被保険者に係る一部負担金等の額（前条の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあ

つては、当該支給額を控除して得た額)及び法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた日雇特例被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

受給者の方
第一百四十八条 日雇特例被保険者に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料、家族出産育児一時金又は特別療養費の支給を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、受給要件を備えることを証明できる日雇特例被保険者手帳又は受給資格者票及びその他の書類を添えて、申請しなければならない。

		第五十六条から第六十 二条まで	第五十六条から第六十 二条まで
	第六十三条第二項、第 六十四条、第七十条第 一項、第七十二条第一 項、第七十三条、第七 十六条第三項から第六 項まで、第七十八条及 び第八十四条第一項	第六十三条规定の上欄に掲げる規定は、それと同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。	第六十三条第二項、第 六十四条、第七十条第 一項、第七十二条第一 項、第七十三条、第七 十六条第三項から第六 項まで、第七十八条及 び第八十四条第一項
第七十七条 条第二項	第七十七条 条第二項	療養の給付	療養の給付
第八十五条第二項及び 第四項	第八十五条第二項及び 第四項	療養の給付及び保険 外併用療養費の支給	入院時食事療養費の支給
第八十五条第五項及び 第六項	第八十五条第五項及び 第六項	入院時食事療養費、 入院時生活療養費及	入院時食事療養費、 入院時生活療養費及

第八十五条第八項	び保険外併用療養費の支給
第八十五条の二第二項	入院時食事療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び特別療養費の支給
第八十六条第二項及び	入院時生活療養費の支給
第五項	保険外併用療養費の支給
第八十七条第二項及び	入院時生活療養費の支給
第三項	訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給
第八十八条第二項、第六項から第十一項まで及び第十三項、第九十一条第一項、第九十二条第二項及び第三項並びに第九十四条	訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給
第八十九条	訪問看護療養費の支給
第九十条	移送費及び家族移送費の支給
第九十一条	傷病手当金及び出産手当金の支給
第九十二条	疗養費の支給
第九十三条	家庭療養費の支給
第九十四条	家庭療養費及び特別疗养費の支給
第九十五条	高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
第九十六条	日雇特例被保険者又はその被扶養者
第一百一十二条	（以下この項及び第一百五十四条の二において
第一百一十三条まで	（保健事業及び福祉事業）
第六章	（保健事業及び福祉事業）
第五章	（保健事業及び福祉事業）
第四章	（保健事業及び福祉事業）
第三章	（保健事業及び福祉事業）
第二章	（保健事業及び福祉事業）
第一章	（保健事業及び福祉事業）

「特定健診等」という。を行うものとするほか、特定健診等以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健診並びに健康管理及び疾病的予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」といふ。）の自助努力についての支援その他の被保險者等の健康の保持増進のために必要な事業を行ふよう努めなければならない。

保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行ふに当たつて必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができ

4 3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならぬい。

は、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報、事業者等から提供を受けた被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

5 保険者は、被保険者等の療養のために必要な

費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。
保険者は、第一項及び前項の事業に支障がない場合、契約書に定めるところによつて

い場合に限り、被保険者等でない者にこれらの事業を利用させることができる。この場合において、保険者は、これらの事業の利用者に対

し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

8 厚生労働大臣は、第一項の規定により保険者が行う被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業に関するところにより、第一項又は第

五項の事業を行うことを命ずることができる。そのため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

9 前項の指針は、健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

(国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供)

第一百五十条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名診療等関連情報(診療等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる診療等関連情報を復元することができないよう

するため厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところによ

り、次の各号に掲げる者であつて、匿名診療等

関連情報の提供を受けて行うことについて相当

の公益性を有すると認められる業務としてそれ

ぞれ該各号に定めるものを行ふものに提供す

ることができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体

適正化の企

な保健医療サービスの提供に資する施策の企

画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに

疾患の予防、診断及び治療の方法に関する研

究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する

研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める

者 医療分野の研究開発に資する分析その他

の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又

は役務の広告又は宣伝に利用するために行う

ものを除く。)

2 提供を行う場合には、当該匿名診療等関連情報の高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名診療等関連情報を利用する法律第十六条の規定による

介護保険法第百十八条の三第一項に規定する置

名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

7 厚生労働大臣は、第一項の規定により保険者が行う被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業に関するところにより、第一項又は第

五項の事業を行うことを命ずることができる。そのため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

8 第百五十条の三 前条第一項の規定により匿名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名診療等関連情報利用者」という。)は、匿名診療等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名診療等関連情報の作成に用いられた診療等関連情報に係る本人を識別するため、当該診療等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式

療等関連情報の提供を受け、これを利用する者

(以下「匿名診療等関連情報利用者」という。)

は、匿名診療等関連情報を取り扱うに当たって

は、当該匿名診療等関連情報の作成に用いられ

た診療等関連情報に係る本人を識別するため

に、当該診療等関連情報から削除された記述等

(電子的方式、磁気的方式その他の方法によ

つては認識することができない方式をいう。)

で作られる記録をいう。)に記載され、若しく

は記録され、又は音声、動作その他の方法によ

いて表された一切の事項をいう。)若しくは匿

名診療等関連情報の作成に用いられた加工の方

法に関する情報を取得し、又は当該匿名診療等

関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)

第一百五十条の四 匿名診療等関連情報利用者は、

提供を受けた匿名診療等関連情報を利用する必

要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名診

療等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第一百五十条の五 匿名診療等関連情報利用者は、

匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の

防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理のため必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第一百五十条の六 匿名診療等関連情報利用者は、

匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の

防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理のため必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(立入検査等)

第一百五十条の七 厚生労働大臣は、この章の規定

の施行に必要な限度において、匿名診療等関連

情報利用者(國の他の行政機関を除く。以下こ

の項及び次条において同じ。)に対し報告若し

くは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名診療等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。(照合等の禁止)

第百五十条の八 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が第二百五十条の三から第二百五十条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ

(是正命令)

第百五十条の九 厚生労働大臣は、第七十七条第二項に規定する調査及び第二百五十条の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を基金又は国保連合会その他の厚生労働省令で定める者(次条において「基金等」といいう。)に委託することができる。

(基金等への委託)

第百五十条の十 匿名診療等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国

育児一時金(第二百五十二条の四及び第二百五十二条の五において「出産育児一時金等」という。)の支給に要する費用(第二百一条の政令で定める金額に係る部分に限る。第二百五十条の四において同じ。)の一部については、政令で定める

ところにより、高齢者の医療の確保に関する法

律第二百二十四条の四第一項の規定により基金が

保険者に対して交付する出産育児交付金をもつ

て充てる。

(出産育児交付金の額)

第百五十条の十一 匿名診療等関連情報利用者は、前条に規定する出産育児交付

金の額は、当該年度の概算出産育児交付金の額

とする。ただし、前々年度の概算出産育児交付

金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超えるときは、当該年度の概算出産育児交付

金の額を超過する額とその超える額に係る出

産育児交付調整金額との合計額を控除して得た額

とするものとし、前々年度の概算出産育児交付

金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満

たないときは、当該年度の概算出産育児交付

金の額にその満たない額とその満たない額に係

る出産育児交付調整金額との合計額を加算して得

た額とする。

2 前項ただし書の出産育児交付調整金額は、前

々年度における高齢者の医療の確保に関する法

律第七条第二項に規定する保険者(国民健康保

险法の定めるところにより都道府県が当該都

府県内の市町村(特別区を含む。)とともに行

う国民健康保険にあつては、都道府県の全て

に係る概算出産育児交付金の額と確定出産育

児交付金の額との過不足額につき生ずる利子その

他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

(概算出産育児交付金)

第百五十一条 国庫は、毎年度、予算の範囲内に

おいて、健康保険事業の事務(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及びに感染症の

予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

律の規定による流行初期医療確保拠出金(第二百

付金の額は、当該年度における当該保険者に係

くは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名診療等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の国庫負担金については、概算払をすることができる。

3 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における被保険者数を基準として、厚生労働大臣が算定する事務を含む。の執行に要する費用を負担する。

保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合は協会、被保險者である場合は当該健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は厚生労働大臣をいう。次項において同じ。）は、被保険者に関する保険料の納入額を超えていた場合には厚生労働大臣を告げた後、被保険者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えていた部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げたものとみなすことができる。

前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、保険者等は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

（任意継続被保険者の保険料の前納）

第一百六十五条 任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

第一項の規定により前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納に関する必要な事項は、政令で定める。

（口座振替による納付）

第一百六十六条 厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことと希望する旨の申出があつた場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認するこれが保険料の徴収上有利と認められる限り、その申出を承認することができる。

（保険料の源泉控除）

事業主は、被保険者に対して通貨をもつて報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料（被保険者がその事業所に使用されなくなつた場合は、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料）を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料（被保険者がその事業所に使用されなくなつた場合は、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料）

月額に係る保険料）を報酬から控除することができる。

事業主は、被保険者に対して通貨をもつて報酬を支払う場合には、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。

第一百六十七条 事業主は、前二項の規定によつて保険料を控除する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

（日雇特例被保険者の保険料額）

第一百六十八条 日雇特例被保険者に関する保険料額は、一日につき、次に掲げる額の合算額とする。

一 その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額

イ 標準賃金日額に平均保険料率（各都道府県単位保険料率に各支部被保険者の総報酬額の総額を乗じて得た額の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。以下同じ。）と介護保険料率とを合算した率（介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者については、平均保険料率）を乗じて得た額

ロ イに掲げる額に百分の三十一を乗じて得た額

二 賞与額（その額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、その額が四十万円（第二百二十四条第二項の規定による標準賃金日額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この号において同じ。）を超える場合には、四十万円とす）に平均保険料率と介護保険料率とを合算した率（介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、平均保険料率）を乗じて得た額

三 前項の規定による保険料の納付は、日雇特例被保険者手帳を所持する日雇特例被保険者が提出する日雇特例被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。

四 日雇特例被保険者手帳を事業主に提出した日雇特例被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。

五 事業主は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、日雇特例被保険者にその所持する日雇特例被保険者手帳の提出を求めなければならない。

六 事業主は、第二項の規定により保険料を納付したときは、日雇特例被保険者の負担すべき保険料額に相当する額をその者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、その旨を日雇特例被保険者に告げなければならない。

七 事業主は、日雇特例被保険者に対して賞与を支払った日の属する月の翌月末日までに、その者及び自己の負担すべきその日の賞与額に係る保険料を納付する義務を負う。

八 第百六十四条第二項及び第三項並びに第二百六十六条の規定は前項の規定による保険料の納付について、第二百六十七条第二項及び第三項の規定は日雇特例被保険者の賞与額に関する事項について、第二百五十五条第二項の規定は賞与の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

第一百六十九条 日雇特例被保険者は前項第一号イの額の二分の一に相当する額として政令第一号ロの額の二分の一の額の合算額を負担し、日雇特例被保険者を使用する事業主は該算定した額、同項第一号ロの額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額を負担する。

事業主（日雇特例被保険者が一日において二以上の事業所に使用される場合においては、初めてその者を使用する事業主。第四項から第六項まで、次条第一項及び第二項並びに第二百七十二条において同じ。）は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負う。

前項の規定による保険料の納付は、日雇特例被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。

日雇特例被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。

事業主は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、日雇特例被保険者にその所持する日雇特例被保険者手帳の提出を求めなければならない。

事業主は、併せて当該健康保険組合に同項の報告をしなければならない。

前項の規定により報告を受けた健康保険組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年度、厚生労働大臣に当該健康保険組合を設立する事業主の前年度の受払等の報告をしなければならない。

第一百七十一条 事業主が前条第二項の規定による保険料の納付を怠つたときは、厚生労働大臣は、その調査に基づき、その納付すべき保険料額を定め、これを事業主に告知する。

本競売の開始があつたとき。

二 法人である納付義務者が、解散をした場合

三 被保険者の使用される事業所が、廃止され

た場合

2 事業主が、正当な理由がないと認められるにかかわらず、前条第二項の規定による保険料の納付を怠つたときは、厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、決定された保険料額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 追徴金を計算するに当たり、決定された保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 第二項に規定する追徴金は、その決定された日から十四日以内に、厚生労働大臣に納付しなければならない。

（健康保険印紙の受払等の報告）

5 第二項に規定する追徴金を計算するに当たり、決定された保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 事業主が、前項の規定により報告を受けた健康保険組合は、厚生労働大臣に当該健康保険組合を設立する事業主の前年度の受払等の報告をしなければならない。

7 事業主は、日雇特例被保険者に対して賞与を支払った日の属する月の翌月末日までに、その者及び自己の負担すべきその日の賞与額に係る保険料を納付する義務を負う。

8 第百六十四条第二項及び第三項並びに第二百六十六条の規定は前項の規定による保険料の納付について、第二百六十七条第二項及び第三項の規定は日雇特例被保険者の賞与額に関する事項について、第二百五十五条第二項の規定は賞与の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

四十一条の二の規定による物件の留置き並びに同法第二百四十二条の規定による搜索十八 第百九十七条第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。

十九 第百九十八条第一項の規定による命令並びに質問及び検査（健康保険組合に係る場合を除く。）

二十 第百九十九条第一項の規定による資料の提供の求め

二十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

二十二 機構は、前項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十七号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるとときは、厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあり、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を探してみると、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

三 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

四 厚生年金保険法第二百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

（財務大臣への権限の委任）

第二百四条の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十六号に掲げる権限の全部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収

金（第五十八条、第七十四条第二項及び第一百九十二条第二項（第一百四十九条においてこれらを規定する場合を除む。）の規定による徴収金を準用する場合を含む。）の規定による徴収金を除く。第二百四条の六第一項において「保険料等」という。）の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他の必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

二十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

二十二 機構は、前項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十七号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるとときは、厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあり、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を探してみると、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

三 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

四 厚生年金保険法第二百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

第二百四条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。（滞納処分等実施規程の認可等）

第二百四条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けるべきも、同様とする。

二 厚生年金保険法第二百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

第二百四条の五 機構は、第二百四条第一項第十九号に掲げる権限に係る事務を行なう場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（機構が行う立入検査等に係る認可等）

二 厚生年金保険法第二百条の七第二項及び第三項の規定は、滯納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

（機構が行う立入検査等に係る認可等）

第二百四条の五 機構は、第二百四条第一項第十九号に掲げる権限に係る事務を行なう場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（機構が行う立入検査等に係る認可等）

第二百五十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第二百四条の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

二 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

（機構への事務の委託）

第二百五十六条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務（第二百八十二条の三第一項の規定により協会が行なうこととされたもの及び第二百三十一条第一項の規定により市町村長が行なうこととされたものを除く。）を行わせるものとする。

一 第三条第二項ただし書（同項第三号に係る事務（機構が行う収納）

三 第五百十一条の二の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）

四 第百八十六条第六項の規定による資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）

五 第五百五十五条第一項、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百五十九条の三及び第一百七十二条の規定による保険料の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務並びに第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第一百八十一条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限の委任）

二 厚生年金保険法第二百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

二 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（協会が行う立入検査等に係る認可等）

第二百四条の八 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行なう場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。）

二 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（協会が行う立入検査等に係る認可等）

第二百四条の八 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行なう場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。）

二 前項に規定する場合における第二百九十八条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは、「保険給付」と、「当該職員」とあるのは「協会の職員」とする。

（地方厚生局長等への権限の委任）

二 前項に規定する場合における第二百九十八条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは、「保険給付」と、「当該職員」とあるのは「協会の職員」とする。

（地方厚生局長等への権限の委任）

二 第百七十一条第一項の規定による保険料額の決定及び告知に係る事務（当該保険料額の決定及び告知を除く。）並びに同条第二項の規定による追徴金の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第一百八十一条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。）

七 第百七十一条第一項の規定による保険料額の決定及び告知に係る事務（当該保険料額の決定及び告知を除く。）並びに同条第二項の規定による追徴金の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第一百八十一条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。）

六 第百六十四条第二項及び第三項（第二百六十九条第八項においてこれらを規定する事務（納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。）

二 第百六十四条第二項及び第三項（第二百六十九条第八項においてこれらを規定する事務（納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。）

五 第五百五十五条第一項、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百五十九条の三及び第一百七十二条の規定による保険料の徴収に係る事務（当該資料の提供を除く。）

六 第百六十四条第二項及び第三項（第二百六十九条第八項においてこれらを規定する事務（納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。）

七 第百七十一条第一項の規定による保険料額の決定及び告知に係る事務（当該保険料額の決定及び告知を除く。）並びに同条第二項の規定による追徴金の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第一百八十一条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。）

八 第百七十三条第一項の規定による拠出金の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第一百八十一条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第十一号に掲げる事務を除く。）

九 第百八十条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）

十 第百八十二条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第一百八十一条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を除く。）

の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行つてする事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。)

十一 第二百四条第一項第十六号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行つてする事務を除く。)

十二 介護保険法第六十八条第五項その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

十三 前各号に掲げるものほか、厚生労働省令で定める事務(当該権限を行つてする事務を除く。)

2 厚生年金保険法第百条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(情報の提供等)

第二百五条の三 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関する必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(基金等への事務の委託)

第二百五条の四 保険者は、第七十六条第五項

(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第八十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。第一号において同じ。)及び第八十八条规定する事務の第三項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する場合を含む。同号において同じ。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基金又は国保連合会に委託することができる。

一 第四章の規定による保険給付及び第五章第一節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務(第七十六条第五項及び第八十三条第一項に規定する事務を除く。)

二 第四章の規定による保険給付及び第五章第一節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給(第六章の規定による保健事業及び福祉事業の実施、第一百五十五条の規定に

よる保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者若しくは被保険者で

あつた者は又はこれらの被扶養者(次号において「被保険者等」という。)に係る情報の収集又は整理に関する事務

及び福祉事業の実施、第一百五十五条の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者等に係る情報の収集の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給、第六章の規定による保健事業

三 第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給、第六章の規定による保健事業

の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百五十条の六の規定に違反して、匿名診療等関連情報の利用に関して知り得た匿名診療等閲覧情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二 第百五十条の八の規定による命令に違反したとき。

三 第百九十四条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

四 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

五 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

六 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

七 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

八 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

九 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

十 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

十一 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

十二 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

十三 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

十四 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

十五 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

十六 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

十七 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

十八 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

十九 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

二十 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

二十一 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

二十二 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

二十三 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

二十四 第百九十五条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十一条 第百二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、申請に関し虚偽の申請をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十二条 第百二十六条第一項の規定に違反して、申請をせず、又は第百六十九条第四項の規定に違反して、日雇特例被保険者手帳を提出しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十三条 第七条の三十八第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第七条の三十九第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をして、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による命令に違反して、日雇特例被保険者手帳を提出しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百四十二条 第百二十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは忌避し、又は第七条の三十九第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をして、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による命令に違反して、日雇特例被保険者手帳を提出しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百四十三条 第百二十六条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十四条 第百二十六条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十五条 第百二十六条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十六条 第百二十六条第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十七条 第百二十六条第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十八条 第百二十六条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十九条 第百二十六条第九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百五十条 第百二十六条第十項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百五十二条 第百二十六条第十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百五十三条 第百二十六条第十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百五十四条 第百二十六条第十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百五十五条 第百二十六条第十四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百五十六条 第百二十六条第十五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百五十七条 第百二十六条第十六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百五十八条 第百二十六条第十七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百五十九条 第百二十六条第十八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

三 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一條の規定による検査(協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く)を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一條の規定による物件の提示又は提出の要求(協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く)に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

第二百十三条の三 正当な理由がなくして第二百九十九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくして同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十三条の四 第二百七条の三の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第二百十四条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二百七条の三から第二百八条まで、第二百十一条の二又は第二百十三条の三の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百十五条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第六十条第一項(第六四十九条において準用する場合を含む。)の規定により、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正當な理由がなくてこれに従わず、又は同項の

規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百十六条 事業主が、正当な理由がなくて第二百九十七条第一項の規定に違反して、報告をせざる者が、正当な理由がなくて第二百九十七条第二項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百十七条 被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第二百九十七条第二項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条の七第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第七条の二十七、第七条の三十一第一項若しくは第七条の三十四の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

三 第七条の二十八第二項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

四 第七条の二十八第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書等若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

五 第七条の三十三の規定に違反して協会の業務上の余裕金を運用したとき。

六 第七条の三十五第二項又は第七条の三十六第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

八 この法律に規定する業務又は他の法律により協会が行うものとされた業務以外の業務を行つたときは、

第二百十八条 健康保険組合の設立を命ぜられた事業主が、正当な理由がなくて厚生労働大臣が指定する期日までに設立の認可を申請しなかつたときは、その手続の遅延した期間、その負担すべき保険料額の二倍に相当する金額以下の過料に処する。

第二百十九条 健康保険組合又は連合会が、第六条第三項(第二百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、第二十九条第一項若しくは第二百八十九条において準用する第七条の三十八の規定による報告をせざる者が、正当な理由がなくて第二十九条第一項若しくは第二百八十九条第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の報告をせざる者が、正当な理由がなくて第二百九十七条第二項の規定に違反して、報告をせざる者が、正当な理由がなくて第二百九十七条第二項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百二十条 第七条の八、第十条第二項又は第二百八十四条第四項の規定に違反して、全国健康保険協会という名称、健康保険組合という名称又は健康保険組合連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

第二百二十二条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第二百四条の三第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の六第二项、第二百四条の四第一項、第二百四条の五第一項及び第二百四条の六第二项において準用する同法第二百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二百四条の四第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

三 第二百四条の八、第十条第二項又は第二百八十四条第四項の規定に違反して、全国健康保険協会という名称、健康保険組合という名称又は健康保険組合連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

四 調整保険料額は、各月につき、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ調整保険料率を乗じて得た額とする。

5 調整保険料率は、交付金の交付に要する費用並びに組合の組合員である被保険者の数及び標準報酬を基礎として、政令で定める。

6 第七条の三十九、第二十九条第二項及び第八十五条第三項の規定は、第一項の事業について準用する。この場合において、第七条の三十九第一項中「事業若しくは財産」とあるのは「事業」と「定期」とあるのは「規約」と、第二十九条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第六項」と、「とき」又は前条第二項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の規定により応じない指定健康保険組合その他の政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき」とあるのは「とき」と、第二百八十五条第三項中「組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため」とあるのは「附則第二条第一項の事業を推進するため」と読み替えるものとしなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、二十万円以下の過料に処する。

7 第百五十八条、第一百五十九条、第一百五十九条の三、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十七条及び第一百九十三条の規定は、第三項の規定による調整保険料について準用する。

8 一般保険料率と調整保険料率とを合算した率の変更が生じない一般保険料率の変更の決定は、第二百六十三条において準用する同条

(施行期日)

附 则

第一条 この法律は、大正十五年七月一日から施行する。ただし、保険給付及び費用の負担に関する規定は、大正十六年一月一日から施行する。

第五条の四 政府は、協会が作成する第百六十条第五項に規定する健康保険事業の収支の見通しを踏まえ、その財政の均衡を保つために協会の一般保険料率を引き上げる必要があると見込まれる場合において、協会以外の保険者の一般保険料率の動向、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、第百五十三条及び第五十四条並びに附則第五条の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(日本私立学校振興・共済事業団等の適用)

第六条 この法律の適用については、日本私立学校振興・共済事業団は共済組合と、私立学校教職員共済制度の加入者は共済組合の組合員とみなす。

三 平成二十七年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

より年金特別会計の健康勘定に納付された額（次号において「納付額」という。）を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年度から当該各事業年度までの間ににおける当該交付された額の累計額を控除して算出する（前項）。

□ 平成二十七年度から当該の事業年度の前々事業年度までの間ににおいて毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年度から当該各事業年度までの間ににおいて独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第四十六条の二第一項から第三項まで及び独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第二項の規定に

整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第十五条第一項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額を原資として平成二十七年度中に協会に対して交付された額の合算額

(特定被保險者
第一款 建築保全)

(特定被保険者)
第七条 健康保険組合は、第一百五十六条第一項第二号及び第一百五十七条第二項の規定にかかるわらず、規約で定めるところにより、介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者（介護

4 承認健康保険組合の介護保険第一号被保険者である被保険者に対する第百六十二条の規定の適用については、同条中「介護保険料額」とあるのは、「特別介護保険料額」とする。
(平成二十二年度等における子ども手当の支給

二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

3 前項の政令は、介護保険法第二百二十九条第二項に規定する政令で定める基準を勘案して定める。

第八条 政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を受けた健康保険組合（以下この条において「承認健康保険組合」という。）は、第一百五十六条第一項第一号、第一百五十七条规定第二項、第一百六十一条第十六項及び前条第一項の規定にかかわらず、介護保険第二号被保險者である被保險者（同項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保險者を含む。第四項において同じ。）に関する保険料額を一般保険料額と特別介護保険料額との合算額とすることができる。

3 第五百六十六条第二項の規定は、介護保険第二号被保險者である被扶養者（第一項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保險者の被扶養者に限る。）が介護保険第二号被保險者に該当しなくなつた場合について準用する。

4 第一項の規定により特定被保險者に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とした健康保険組合の介護保険料率の算定の特例に関して必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保險者に対する第百五十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、

号被保険者である被保険者以外の被保険者（介護保険第二号被保険者である被扶養者があるものに限る。以下この条及び次条において「特定被保険者」という。）に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とすること

(特定被保険者)
第七条 健康保険組合は、第一百五十六条第一項第二号及び第百五十七条第二項の規定にかかるわらず、規約で定めるところにより、介護保険第二

に付する特別措置法（平成二十二年法律第二百四十一号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関しては、第一百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十九条」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等

二十一条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二百四十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるべきとする。

児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関するは、第一百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条件下「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条」とあるのは、「平成二十一年度等における子ども手当の支給

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例)

4 承認健康保険組合の介護保険第二号被保険者である被保険者に対する第百六十二条の規定の適用については、同条中「介護保険料額」とあるのは、「特別介護保険料額」とする。

第六条 第一百一十二条第一項に規定する延滞税の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合（租税特別

2 担金の額を除く。」とあるのは、「(第百五十一
条の規定による国庫負担金の額を除く。)並び
に第七条の三十一の規定による短期借入金の償
還に要する費用の額に充てるものとして政令で
定める額」と、同条第五項中「二年ごとに、翌
事業年度以降の五年間」とあるのは「平成二十
五年度にあっては当該年度開始後速やかに、同
年度及び平成二十六年度の各事業年度について
の、平成二十六年度にあっては当該年度開始前
に、当該事業年度」とする。

協会については、平成二十五年度及び平成二
十六年度においては、第一百六十条の二の規定は
適用しない。

(延滞金の割合の特例)

かに）、当該事業年度から平成二十四年度までの間（当該事業年度が平成二十四年度の場合にあつては、当該事業年度）とする。

百五十二条の規定による国庫負担金の額を除く。」)とあるのは、「健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額(百五十二条の規定による国庫負担金の額を除く。)並びに第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額」と、同条第五項中「二年ごとに、翌事業年度以降の五年間」とあるのは、「平成二十二年度から平成二十四年度までの間、毎事業年度の開始前に(平

（子ども手当拠出金）と読み替えるものとする。
第八条の四 平成二十二年度から平成二十四年度までの間は、第一百六十条第三項第三号中「並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び

二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」と、「子ども・子育て処出金」とあるのは

措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十九条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいふ。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合とする。

（郵政会社等に関する経過措置）

第十一条　國家公務員共済組合法附則第二十条の二
第二項に規定する郵政会社等が保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者の指定の申請を行う場合におけるこの法律の適用について（次に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句とする。）

第五号	三項第 五号	第七十 三条第二 和三十三年法 律第一百二十八 号。	(機構) の厚生労働大臣の権限に係る事務の委 任等)	第六十 五条第 五号
高齢者の医療の確保に関する法律	高齢者の医療の確保に関する法律、 保に関する法律、 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)	高齢者の医療の確保に関する法律、 保に関する法律、 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)

第十一條 改正法附則第二十五条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法（平成十九年法律第九百九号）附則第二十三条の規定による改正後の健康保険法（次項において「新健康保険法」という。）第二百四条から第二百五条の三までの規定の例により、当該権限に係る事務を機関に行わせるものとする。

前項の場合において、新健康保険法第二百四十二条から第二百五条の三までの規定の適用についての技術的読替えその他これららの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

二相当スル保険給付ヲ受ケタル期間ト看做ヌ
第二項ノ規定施行前職員健康保険ノ被保險者
ノ資格ヲ喪失シタル者ハ健康保険ノ保険給付及
徵収金ニ關シテハ健康保険ノ被保險者タリシ者
ト看做シ其ノ者ガ職員健康保険ノ被保險者トシ
テ受ケタル保険給付ハ健康保険ノ被保險者トシ
テ受ケタル之ニ相当スル保険給付ト看做ス
第二項ノ規定施行前職員健康保険法ニ違反シ
タル者ノ処罰ニ付テハ仍旧法ニ依ル
前六項ニ定ムルモノノ外第二項ノ規定施行ノ
際必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保険ノ被
保険者タル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保険
ノ被保険者ト為リタルモノトス
第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保険ノ被
保険者タリシ者ニシテ健康保険ノ被保険者ト為
リタルモノノ受クル健康保険ノ保険給付ニ關シ
テハ其ノ者ガ職員健康保険ノ被保険者タリシ期
間ハ健康保険ノ被保険者タリシ期間ト看做シ其
ノ者ガ職員健康保険ノ被保険者トシシテ保険給付

前項ノ規定施行前ノ職員健康保険ノ保険給付及保険料其ノ他ノ徵収金ニ関シテハ、仍旧法第三條依ル。

附 則（昭和一七年二月二日法律第三
八号）抄
本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則（昭和九年三月二六日法律第一三
号）
本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ
本法実施ノ為ニ予メ必要ナル事項ニ關シテハ昭
和十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
附 則（昭和一四年四月六日法律第七四
号）抄

3 準報酬の等級の第十七級に該当するものについては、この法律施行の日に被保険者の資格を取得したるものとみなして第三条第三項の改正規定を適用する。

2 1 この法律施行の際、現に存する保険審査官、社会保険審査会及びその職員は、この法律に基づく相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則 (昭和二十四年四月三〇日法律第三
七号)

2 1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。但し、第七十一条の四第一項の改正規定は、昭和二十四年四月一日から適用する。

2 1 この法律の施行の日前に被保険者の資格を得て、この法律施行の日まで引き続いて被保

附 則（昭和二十三年七月一〇日法律第一二六号）

二
この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。但し、第七十条及び第七十一条ノ二の改正規定は、昭和二十三年度分から、これを適用する。

二
この法律施行前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続き被保険者の資格を有する者で、建康保険法施行令（大正十

第三条 健康保険法による保険給付で、この法律施行の日前における業務上の事由に因る疾病又は負傷及びこれに因り発した疾病に関するものについては、なお従前の例による。

第十四条又は厚生年金保険法第十六条ノ二の認可があつたものとみなす。但しこの法律施行の日から一箇月以内に行政庁に被保険者の全部について、その資格を喪失させる旨の届出をした

附則（昭和二年四月一日法律第四五）抄
第一条 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。
第二条 常時五人未満の従業員を使用する事業所で、従前の健康保険法第十三条第一号又は第二号に規定する事業所であつたもの又はこれらの事業所であつたため、従前の厚生年金保険法第十六条の規定による事業所であつたものについて

2 この法律の施行の際に第五十五条(第五十九条)、九条ノ二第五項及び第五十九条ノ四第三項において準用する場合を含む。又は第五十七条の規定により保険給付を受けている者については、第五十五条及び第五十七条の改正規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和二六年三月三一日法律第七八号）抄

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

39 第三十四項から前項までの規定による改正後の健康保険法第四条第三項及び第十二条第二項、船員保険法第五条第一項及び第十二条第二項、厚生年金保険法第五条第二項及び第十二条第四項、労働者災害補償保険法第三十一条第二

四号)
この法律は、公布の日から施行する。但し、
改正後の健康保険法第十一第三項、船員保険
法第十二条第三項及び厚生年金保険法第十一條
第五項の規定は、昭和二十五年四月一日以後の
期間に対応する延滞金について適用する。
附 則（昭和二十五年一二月一二日法律第
二九六号）
この法律は、昭和二十六年一月一日から施行

（施行期日）
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
附 則（昭和二五年三月三一日法律第七十九号）抄
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

は、その者が健康保険委員会の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十九号）同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和三八年三月三一日法律第六

（施行期日）
二号抄

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（健康保険の療養の給付等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際に健康保険法第二十条の規定による被保険者である者は、この法律の施行の日から一箇月以内に保険者に申し出

て、この法律による改正前の健康保険法第二十一条第一号に規定する期間を経過した時に被保

険者の資格を喪失することができる。

二 健康保険の被保険者であつた者又は被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病（以下「傷病」という。）であつて、この法律の施行前に三年を経過したものに関するこれらの給付の支給について、健康保険法第五十五条の改正規定にかかわらず、なお従前の例によつて、この法律の施行前に同一の傷病に関する療養の給付又は家族療養費の支給開始後三年を経過した健康保険の被保険者又は被扶養者の当該期間の給付又は家族療養費の支給開始後三年を経過した健健康保険の被保険者又は被扶養者によつて発した疾病に関する療養の給付又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和三九年七月六日法律第一五

（施行期日）
下「施行日」という。から施行する。

附 則（昭和四一年四月二八日法律第六

三号抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日等）

第一 則 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 第一条の規定による改正後の健康保険法第三条第一項及び第七十一條ノ四第一項の規定、第一項、第五十九条第五項及び第六十条第一項の規定並びに附則第二条から附則第四条まで及び附則第十二条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和四十一年四月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者を除む。）のうち、同年三月の標準報酬については、その者が同年四月から同年九月までの標準報酬に於ける厚生年金保険の被保険者であつて、その者が厚生年金保険の被保険者であつて、その者の同年四月における厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）による標準報酬月額が五万二千円又は五万六千円であるときは、健康保険法第三条第三項の規定にかかるわらず、その者の同年四月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和四八年八月一〇日法律第六

九号抄

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

附 則（昭和四八年九月一〇日法律第六

九号抄

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

附 則（昭和四八年九月二二日法律第八

五号抄

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

附 則（昭和四八年九月二二日法律第八

五号抄

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

附 則（昭和四八年九月二二日法律第八

九号抄

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

附 則（昭和四八年九月二二日法律第八

九号抄

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

附 則（昭和四八年九月七日法律第六

九号抄

第一条 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

附 則（昭和四四年八月七日法律第六

九号抄

第一条 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

附 則（昭和四四年九月一日法律第一

五号抄

第一条 この法律は、昭和四十四年九月一日から施行する。

（施行期日等）

第一 則 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 第一条の規定による改正後の健康保険法第三条第一項及び第七十一條ノ四第一項の規定並びに附則第二条から附則第四条まで及び附則第十二条の規定は、昭和四八年四月一日から適用する。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

附 則（昭和四八年九月一日法律第一

五号抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

（施行期日等）

第一 則 この法律による改正後の健康保険法第六十七条の規定による改正後の船員保険法第二十五条の規定は、第三者の行為により昭和四十年十月一日以後に保険事故が生じた場合について適用し、同日前に行なわれた療養の給付、同日前に行なわれた療養に係る家族療養費の支給並びに同日前の期間に係る傷手手当金及び出産手当金の支給について適用しない。

ノ三第一項の規定は、昭和四八年十月一日以後に行なわれた療養の給付、同日前に行なわれた療養に係る家族療養費の支給並びに同日前の期間に係る傷手手当金及び出産手当金の支給について適用しない。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

附 則（昭和四八年九月一日法律第一

五号抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（健康保険法の一部改正による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす）

保険料額並びに日雇特例被保険者及びその事業主の負担すべき額は、一日につき、日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ次の表に定めるところとする。

旧日雇健保法第八条
第二項の規定により
新健保法第六十九条の
九第二項の規定により
交付した日雇労働者
交付した日雇特例被保
健康保険被保険者手
帳

負傷を含む。) 又は負傷につき旧日雇健保法の規定による特別療養費の支給が行われたときは、当該特別療養費の支給の開始の日。(以下この条において同じ。) から起算して五年を経過

第十七条の六において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けた旧日雇健保法第十一条第五項第一号に掲げる保険医療機関及び保険薬局からのその支払った額の返還及びその額に百

負傷を含む。) 又は負傷につき旧日雇健保法の規定による特別療養費の支給が行われたときは、当該特別療養費の支給の開始の日。以下この条において同じ。) から起算して五年を経過しないものに対しても、新健保法第六十九条の十二第二項(第六十九条の二十二第二項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない場合においても、当該療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して五年を経過するまでの間、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関し、新健保法第六十九条の十二第一項若しくは第六十九条の十三第一項又は第六十九条の二十二第一項の規定による療養の給付若しくは特定療養費の支給又は家族療養費の支給を行ふものとする。

第十七条の六において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けた旧日雇健保法第十条の規定による保険料に係る決定及び追徴金の徵収並びに当該保険料その他旧日雇健保法の規定による徵収金に係る督促、滞納処分及び滞金の徵収については、なお従前の例による。

第二十五条 旧日雇健保法の規定(これらの規定の例によることとされる場合を含む。)による処分であつて、旧日雇健保法第三十九条第一項及び第四十条に規定するものについての不服申立て及び当該処分の取消しの訴えについては、なお従前の例による。

第二十六条 旧日雇健保法の規定(これらの規定の例によることとされる場合を含む。)による日雇労働者健康保険の施行に関し必要な旧日雇健保法第四十四条から第四十八条までにおいて規定する事項については、なお従前の例による。

第二十七条 施行日前に行われた旧日雇健保法の規定による療養の給付又は家族療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給に係る療養に要する費用のうち、施行日の属する月の末日までに旧日雇健保法第十条第五項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局が当該療養に係り請求したものに係る国庫の負担については、なお従前の例による。

第二十八条 旧日雇健保法の規定により納付された保険料は、新健保法の規定により納付された日雇特例被保険者に関する保険料とみなす。

第二十九条 旧保険給付のうち傷病手当金、出産手当金及び高額療養費の支給は、新健保法第七十条ノ四第一項の規定の適用については、同項に規定する傷病手当金、出産手当金及び高額療養費の支給とみなす。

第三十条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合

(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。) 第二百四十四条の規定に係る部分に限る。(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。) 並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に關する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。) 並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十三条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(国等の事務)

(国等の事務) 公布の日

規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のでぞぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第三項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体

制、これに従事する職員の在り方等について被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立つて、検討し、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（平成一一年一二月二一日法律等
一六〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。（ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条（第千三百一十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定）公布の日

**附 則（平成一一年六月七日法律第一
一号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一一年一二月六日法律第一
四〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第五十八条に三項を加える改正規定、同法第六十九条の三十一の改正規定及び同法附則第十二条の改正規定、第四条中船員保険法第三十条ノ二に二項を加える改正規定、附則第十九条中国家公務員共済組合法第六十六条の改正規定及び同法第七十条第二項の改正規定、附則第二十一条中地方法務官等共済組合法第六十八条の改正規定及び同法第七十六条第二項の改正規定並びに附則第二十三条中私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定 平成十三年四月一日

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 平成十三年一月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者、同法附則第九条第一項に規定する特例退職被保険者、同法附則第九条第一項に規定する特例退職被保険者）の資格を有する者及び同月から標準額が決まるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

酬を改定されるべき者を除く。)のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万二千円であるものの標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法(以下「新健保法」という。)第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。
前項の規定により改定された標準報酬は、平成十三年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

第六条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第七条 平成十三年一月一日前に、第一条の規定による改正前の健康保険法第七十六条の規定に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)その他政令で定める法令に基づく育児休業が終了したものについては、同月一日に、新健保法第七十一条ノ三ノ二(新健保法附則第八条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出があつたものとみなして、同月以後の期間のその者に係る保険料、新健保法附則第三条第一項に規定する特別保険料及び新健保法附則第八条第三項に規定する調整保険料について、新健保法第七十一条ノ三ノ二(新健保法附則第八条第七項において準用する場合を含む。)及び附則第三条第二項の規定を適用する。

第八条 健康保険の保険者は、健康保険法第一百六十一条第十一項及び附則第十三条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における当該保険者の介護保険料額の総額又は特別介護保険料額の総額の合計額と当該保険者が介護保険法の規定により納付すべき納付金(日雇特例被保険者に係るものと除く。)の額(政府の管掌する健康保険においては、その額から健康保険法第百五十三条第二項の規定による国庫補助額を控除した額)の合計額とが等しくなるよう介護保険料率又は特別介護保険料額の算定方法を定めることができる。

第一条 この法律は、行政手続等における情報通
(施行期日)

信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

九 から八まで 略
改正する法律（平成十四年法律第百二号）の
公布の日又はこの法律の公布の日のはずれか
遅い日 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を

附則（平成一六年六月二日法律第七六号抄）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第
（施行期日）

七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、

第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、二項、三項、四項、五項、六項、七項、八項

項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定により

なお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ

（政令への委任） いては、なお従前の例による。

第十四条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措

置は、政令で定める。

(西丁明月) 〇四号抄

(施行期日)

それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第八条、第十五条、第二十二条、第二十八条、第三十二条、第三十六条、第三

十九条、第四十二条、第四十四条の二、第四十九条、第五十一条及び第五十二条並びに附

則第四条、第十七条から第二十四条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十七条、

第五十八条及び第六十条から第六十四条までの規定 平成十七年四月一日

の規定 立成一七年四月一日

四 第四条 第十一条 第十八条 第四十一
条、第四十三条、第四十八条及び第五十条並

びに附則第九条第一項、第十一条、第十三条第六項、第十四条、第五十六条の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行日の属する月以後の期間に限る）から特定期の前年度までの各年度の額及び第六十五条の規定 平成十八年七月一日

（検討）

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条 第四十九条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の二の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第一項に規定する育児休業等（第三項において「育児休業等」という。）について適用する。

3 平成十七年四月一日前に第四十九条の規定による改正前の健康保険法第一百五十九条の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄

<p>附 則 (平成一六年一二月八日法律第一〇〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年五月二五日法律第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年六月二二日法律第七一號) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。 (政令への委任)</p> <p>第八条 附則第二条から第四条の二までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二条第二十三条规定の規定</p> <p>二条、第三十九条及び第五十六条の規定</p> <p>布の日</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。</p>	<p>二 略</p> <p>附 則 (平成四十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日</p> <p>附 則 (平成一六年一二月八日法律第一〇〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。</p>
---	--

(その他の経過措置の政令への委任)
第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一八年三月三一日法律第一二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

（施行期日）
第二条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五十五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日

二 略

三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七一条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百零九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百八十二条、第十九条から第三十一条まで、第八百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八百二十二条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八十二条、第一百五十五条、第一百六十二条、第一百八十八条、第一百百五十五条、第一百六十二条、第一百八十八条、第一百三十一条並びに第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日

第六十五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百一条、第一百十二条の二及び第一百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)の規定に基づく規制の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条又は第三条の規定の施行の日前に行われた診療薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の健康保険法の規定による保険給付については、それぞれなお従前の例による。

第四条 厚生労働大臣は、第一条の規定による改正後の健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の定め(同項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものを除く。)、同法第八十五条の二第二項の基準、同法第八十六条第二項第一号の定め並びに同法第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する同法第七十七条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令を定めようとするときは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても中央社会保険医療協議会に諮詢することができる。

第五条 施行日において現に第一条の規定による改正前の健康保険法第八十六条第一項第一号の規定により特定承認保険医療機関の承認を受けている病院又は診療所は、施行日に、健康保険法第六十三条第三項第一号の指定を受けたものとみなす。ただし、当該開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

前項本文の規定により指定を受けたものとみなされた病院又は診療所に係る当該指定の効力が有する期間は、健康保険法第六十八条第一項の規定にかかるらず、その病院又は診療所について第一条の規定による改正前の健康保険法第八十六条第十二項において準用する同法第六十八条第一項の規定により承認の効力を有する

された期間の施行日における残存期間と同一の期間とする。

第六条 第一条の規定による改正後の健康保険法第一百条及び第二百三十六条の規定は、死亡の日が施行日以後である被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの者であつた者について適用し、死亡の日が施行日前である被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの者であつた者の第一条の規定による改正後の健康保険法の埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第七条 平成十九年四月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（任意継続被保険者、特例退職被保険者及び同月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、八万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）又は九十九万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が百万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第二条の規定による改正後の健康保険法第四十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、被保険者が改定する。）

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成十九年四月一日から同年八月三十一日までの標準報酬月額とする。

第八条 平成十九年四月前との賞与に係る保険料の納付については、なお従前の例による。

第九条 第二条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者は（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった者を除く。次項において同じ。）に係る同条の規定の施行の日前までの傷病手当金の支給事由が生じた後に任意継続被保険者となつた者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の規定による改正後の健康保険法第九十九条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する被保険者とみなして同条の規定を適用する。

3 第二条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者は（支給事由が生じた後に任意継続被保険者となつた者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の規定による改正後の健康保険法第九十九条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する被保険者とみなして同条の規定を適用する。

(支給事由が生じた際に任意継続被保険者であつた者に限る。)に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第十条 第二条の規定の施行日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者は(支給事由が生じた際に任意継続被保険者であつた者及び同条の規定による改正前の健康保険法第百六条の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者を除く。次項において同じ。)に係る第二条の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、なお従前の例による。

2 第二条の規定の施行日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者(支給事由が生じた後に任意継続被保険者となつた者に限る。)に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の健康保険法第百二条の規定にかかわらず、これらの者を同条に規定する被保険者とみなして同条の規定を適用する。

3 第二条の規定の施行日の前日における政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率について第四条の規定による改正前の健康保険法(以下「平成二十年十月改正前健保法」という。)第百六十条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「予定額」とあるのは「予定額」健康保険事業の事務の執行に要する費用の予定額、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第四条の規定による改正後の健康保険法第百六十条の二に規定する準備金の積立てに要する費用の予定額」と、「国庫補助」とあるのは「国庫負担、国庫補助」と、「おおむね五年を通じ」とあるのは「平成二十一年三月三十一日までの間」とするほか、同条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

第十二条 厚生労働大臣は、第四条の規定による改正後の健康保険法(以下「平成二十年十月改正健保法」という。)第七条の二第一項に規定

する全国健康保険協会（以下「協会」という。）の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、協会の成立の時ににおいて、平成二十年十月改正健保法第七条の十一第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

第十三条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

1 設立委員は、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を定めなければならない。

2 設立委員は、定款を定め、並びに第四条の規定の施行の日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、定款を定め、並びに第四条の規定の施行の日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 設立委員は、第四条の規定の施行の日までに、平成二十年十月改正健保法第七条の二十二第一項に規定する運営規則を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

6 厚生労働大臣は、第三項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 協会は、前項の告示があつたときは、第四条の規定の施行の日に、成立する。この場合において、協会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

第十四条 設立委員又はその職にあつた者は、協会の設立の事務に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

1 前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。

第十五条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準が提示されたときは、協会の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、協会の職員となる意思を表示した者

3 中から、当該協会の職員の採用の基準に従
い、協会の職員となるべき者を選定し、その名
簿を作成して設立委員に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員の
うち、設立委員から採用する旨の通知を受けた
者であつて第四条の規定の施行の際現に社会保
険庁の職員であるものは、協会の成立の時にお
いて、協会の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内
容となるべき事項、同項の規定による提示の方
法、第二項の規定による職員の意思の確認の方
法その他前三項の規定の実施に關し必要な事項
は、厚生労働省令で定める。

5 協会の職員の採用について、設立委員がした
行為及び設立委員に對してなされた行為は、そ
れぞれ、協会がした行為及び協会に對してなさ
れた行為とする。

第十六条 前条第三項の規定により協会の職員と
して採用される者に對しては、國家公務員退職
手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基
づく退職手当は、支給しない。

2 協会は、前項の規定の適用を受けた協会の職
員の退職に際し、退職手当を支給しようとする
ときは、その者の国家公務員退職手当法第二条
第一項に規定する職員（同条第二項の規定によ
り職員とみなされる者を含む。）としての引き
続いた在職期間を協会の職員としての在職期間
とみなして取り扱うべきものとする。

3 協会は、協会の成立の日の前日に社会保険庁
の職員として在職し、前条第三項の規定により
引き続いて協会の職員として採用された者のう
ち協会の成立の日から雇用保険法（昭和四十九
年法律第八十六号）による失業等給付の受給資
格を得てするまでの間に協会を退職したもので
あって、その退職した日まで社会保険庁の職員
として在職したものとしたならば国家公務員退
職手当法第十条の規定による退職手当の支給を
受けられることができるものに對しては、同条の規
定の例により算定した退職手当の額に相当する
額を退職手当として支給するものとする。

第十七条 附則第十五条第三項の規定により協会
の職員として採用された者であつて、協会の成
立の日の前日において厚生労働大臣又はその委
任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法
律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条
第二項、第七条第五項又は第八条第四項におい
て準用する場合を含む。以下この条において同

協会の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下「この条において「特別給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特別給付等の支給に関しては、協会の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたもののとみなされた児童手当又は特別給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、協会の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

2 前項の規定により協会が国の有する権利及び義務を承継したときは、協会に承継される権利及ぶに係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めることにより、政府から協会に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、協会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関する必要な事項は、政令で定める。

第十九条 第一条第一項の規定により協会が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

第二十条 協会が附則第十八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

第二十一条 第四条の規定の施行の日の前日において平成二十年十月改正前健保法第五条第二項に規定する政府が管掌する健康保険（以下「旧政管健保」という。）の被保険者であった者（同日ににおいて、その者が平成二十年十月改正前健保法第三十六条各号又は第三十八条第一号から第三号までに掲げる事由に該当する場合を

除く。)は、第四条の規定の施行の日前において旧政管健保の被保険者になるものとする。

第二十二条 第四条の規定の施行の日前にその使用される事業所を退職し、同日前に平成二十年十月改正前健保法第三条第四項の規定による申出を不出をしていない者が、第四条の規定の施行の日以後その退職の日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると協会が認めた場合は、その認めた日。次項において同じ。)までの間に当該申出を協会に行つたときは、その者は退職の日の翌日から同条の規定の施行の日前までの間は旧政管健保の任意継続被保険者であった者とする。

2 第四条の規定の施行の日前にその使用される事業所を退職し、同日の前日に平成二十年十月改正前健保法第三条第四項の規定による申出を社会保険庁長官に行つた者(当該申出を退職の日から起算して二十日を経過する日までの間に行つた者に限る。)は、退職の日の翌日から第四条の規定の施行の日の前日までの間は旧政管健保の任意継続被保険者であった者とする。

3 第四条の規定の施行の日の前日において旧政管健保の任意継続被保険者である者(前二項の規定により任意継続被保険者であった者とされた者を含み、同日ににおいて平成二十年十月改正前健保法第三十八条第一号から第三号までのいずれかに該当した者を除く。)は、第四条の規定の施行の日において協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者になるものとする。この場合において、その者の旧政管健保の当該任意継続被保険者である期間は、協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者であった期間とみなす。

4 第四条の規定の施行の日の前日において旧政管健保の被保険者(任意継続被保険者を除く。)であつた者であつて、同日にその使用される事業所を退職し、かつ、同日に平成二十年十月改正前健保法第三条第四項の規定による申出を社会保険庁長官に行つたものは、第四条の規定の施行の日において協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者になるものとする。

第二十三条 第四条の規定の施行の日の前日において健康保険法第一百二十三条第一項に規定する政府を保険者とする日雇特例被保険者の保険の施行の日において協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者であった者は、第四条の規定の施行の

第二十四条 第四条の規定の施行の日前に社会保険府長官が健康保険法の規定によつてした保険給付は、協会が同法の相当する規定によつてしたものとする。

第二十五条 第四条の規定の施行の日前に給付事由が生じた健康保険法の規定による保険給付のうち同日においてまだ支給していないものについては、協会によつて支給するものとする。

第二十六条 協会の成立の際現に係属している平成二十年十月改正健保法第七条の二第二項及び第三項に規定する協会の業務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて協会が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、協会を国民の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

第二十七条 第四条の規定の施行の際現にその名稱中に全国健康保険協会という文字を用いていいる者については、平成二十年十月改正健保法第七条の八の規定は、第四条の規定の施行後六月間は、適用しない。

第二十八条 協会の最初の事業年度は、平成二十一年十月改正健保法第七条の二十五の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第二十九条 協会は、成立後一年内に、平成二十一年十月改正健保法第七条の二第一項に規定する都道府県単位保険料率（以下「都道府県単位保険料率」という。）を決定しなければならない。

2 協会が都道府県単位保険料率を決定するまでの間は、協会が管掌する健康保険の被保険者の保険料については、第四条の規定の施行の日の日

おいて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) **抄** (平成一九年六月一三日法律第八五号) **抄**

(施行期日) **略**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十一年十月一日

(附則) **抄** (平成一九年七月六日法律第一〇九号) **抄**

(施行期日) **略**

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めたる日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の二の改正規定並びに附則第七十一条の規定 平成二十年十月一日

二 附則第二十二条、二十四条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第九条及び第一百九十二条の二の改正規定並びに附則第七十一条の規定 平成二十年十月一日

(处分、申請等に関する経過措置)

第七十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前に法令の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険庁長官等」という。)がした裁定、

承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の相当規定に基づいて、厚生労働大臣(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされ得ないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してもとする。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) **抄** (平成一九年七月六日法律第一一〇号) **抄**

(施行期日) **略**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(附則) **抄** (平成一九年五月一日法律第三六号) **抄**

(施行期日) **略**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(附則) **抄** (平成二〇年五月二八日法律第四二号) **抄**

(施行期日) **略**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(附則) **抄** (平成二〇年五月二九日法律第四三号) **抄**

(施行期日) **略**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(附則) **抄** (平成二一年五月一日法律第三六号) **抄**

(施行期日) **略**

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第一項において準用する場合を含む。)及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の十三第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五条、石炭鉱業年金基金额法第二十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第七十七条第四項において準用する厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。)附則第五十七条及び附則第三条の二、健康保険法第五十六条第一項及び附則第九条、船員保険法第百三十三条第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徵収等に関する法律(以下「徴収法」という。)附則第五十二条第一項及び附則第十二条、失業保険

法律及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の掛金（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十一年改正法附則第四百四十五条第一項の規定による徴収金を含む。）、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十一年改正法附則第四百四十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十一年改正法附則第一百四十四条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十五条第一項に規定する未納掛け金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第四百四十五条第一項の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第二項に規定する未納掛け金及び負担金、地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第一項に規定する團体が納付すべき掛け金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛け金、石炭鉱業年金基金の掛け金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十二条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前に納定期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお從前との例による。

条の改正規定、同法附則第二十二条の次に「一条を加える改正規定、同法附則第二十二条の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第二条中健康保険法附則第五条の次に一条を加える改正規定並びに第三条中高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の次に五条を加える改正規定（同法附則第十三条の六に係る部分を除く。）及び同法附則第十四条の次に三条を加える改正規定（同法附則第十四条の二に係る部分を除く。）並びに附則第七条から第十七条までの規定は、平成二十二年七月一日から施行する。」

規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第九条 平成二十二年度における改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた改正後健保法附則第五条及び改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた改正後健保法第一百五十四条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかるらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同一年度において改正後健保法附則第五条の二の規定の適用がないものとして改正後健保法附則第五条の規定により読み替えられた改正後健保法第一百五十四条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年六月一二日法律第七〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日(いずれか遅い日から施行する。)に定める。

(二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定)(第二十八条の十二第一項若しくは)を削る部分に限る。)に限る

）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定並びに同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十二条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経て、施行期に定められた日から適用される。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条並びに附則第三条第一項（厚生労働大臣が定めることに係る部分に限る。）、第四条及び第十四条の規定

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用

(政令への委任)

法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○五号) 附 則 (平成二三年八月三十日法律第一抄)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

一 略 める日から施行する。

八条の改正規定に限る)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第三百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る)、第七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十二条の五六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十三条の二の改正規定に限る)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る)、第一百条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る)、第二百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る)。

正規定を除く。）、第一百七条、第二百八十三条、第二百八十四条の改正規定を除く。）、第一百七条、第二百八十三条、第二百八十四条の改正規定を除く。）、第一百五十七条、第二百五十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七までの七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第二百三十九条の三、第二百四十四条の二及び第二百四十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第二百二十九条の改正規定を除く。）、第二百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第二百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第二百四十五条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第二百四十九条（密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第二百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条の改正規定を除く。）、第二百四十六条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第二百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第二百五十七条、第二百五十五条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第二百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）及び同法第十一条及び第十三

条の改正規定に限る。）、第六百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条、第十二条、第十三条、第三十条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第六百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第六百六十九条、第六百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）、第六百七十四条、第六百七十八条、第六百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第六百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）及び同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十四条から第三十二条まで、第三十一条、第四十四条规定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百十二条、第一百五十五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

による改正後の健康保険法（次条において「第二号新健康保険法」という。）第一百五十三条及び第一百五十四条並びに附則第四条の四から第五条の三まで及び第五条の五の規定は、平成二十九年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、平成二十八年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

（平成三〇年七月六日法律第七二
抄 則 附 号）
（施行期日）

附 則（平成三〇年七月二五日法律第七
九号）抄

共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定 令和二年十月一日

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

ハ条第一項第十四条及び第十五条の規定
附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十年法律第八十九号）別表第一第十八号の改
正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の
安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六

第十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関するもの及び監督措置を含む。）は、改めて定める。

（令和元年五月二二日法律第九
附則）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の項名の次に目次を付する改正規定

支拂基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及

び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十

三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 公布の日

二 略 第一条の規定（健康保険法第三条第七項の文規定）

改正規定を除く) 第四条の規定 第六条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改

九条中國民側身保障法第八二二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第一百四条の改正規定、第十一

二条の規定（第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第百十五条の四十五中第五項を第

九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第一百十七条第三項第六号の改正規

定を除く。)並びに第十四条中船員保険法第一百一条第二項の改正規定並びに附則第七条

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三項の改正規定、附則第八条、国家公務員共済組合法（昭

定 附則第九条中中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等

(罰則の適用に関する経過措置)

規定については、当該各規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる

の場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任) る。

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四十八条の規定 公布の日
(政令への委任)
第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。